

蓮田市第七次行政改革大綱

(2018 年度～2022 年度)



2018 (平成 30) 年 3 月

蓮 田 市

目次

1	行政改革の必要性	1 ページ
2	第5次総合振興計画と第七次行政改革大綱の関係	2 ページ
3	これまでの取組	3 ページ
4	市の現状と課題	4 ページ
	(1) 社会環境	
	(2) 財政状況	
5	行政改革の基本的な考え方	7 ページ
	(1) 目標	
	(2) 基本方針	
	(3) 計画期間	
6	行政改革の推進項目	8 ページ
	基本方針1 市民サービスの向上	
	(1) 行政サービスの向上	
	(2) 窓口サービスの充実	
	基本方針2 健全な財政運営	
	(1) 自主財源の確保	
	(2) 経費の縮減	
	基本方針3 健全で効果的な行政運営	
	(1) 事務・事業の見直し	
	(2) 電子自治体の推進	
	(3) 入札・契約制度改革の推進	
	(4) 組織力の向上	
	(5) 民間活力の活用	
	資料	11 ページ

1 行政改革の必要性

本市では、昭和60年11月第一次の行政改革大綱を策定しました。以来、平成29年度を最終年度とする第六次行政改革に至るまで、継続して行政改革に取り組んできました。

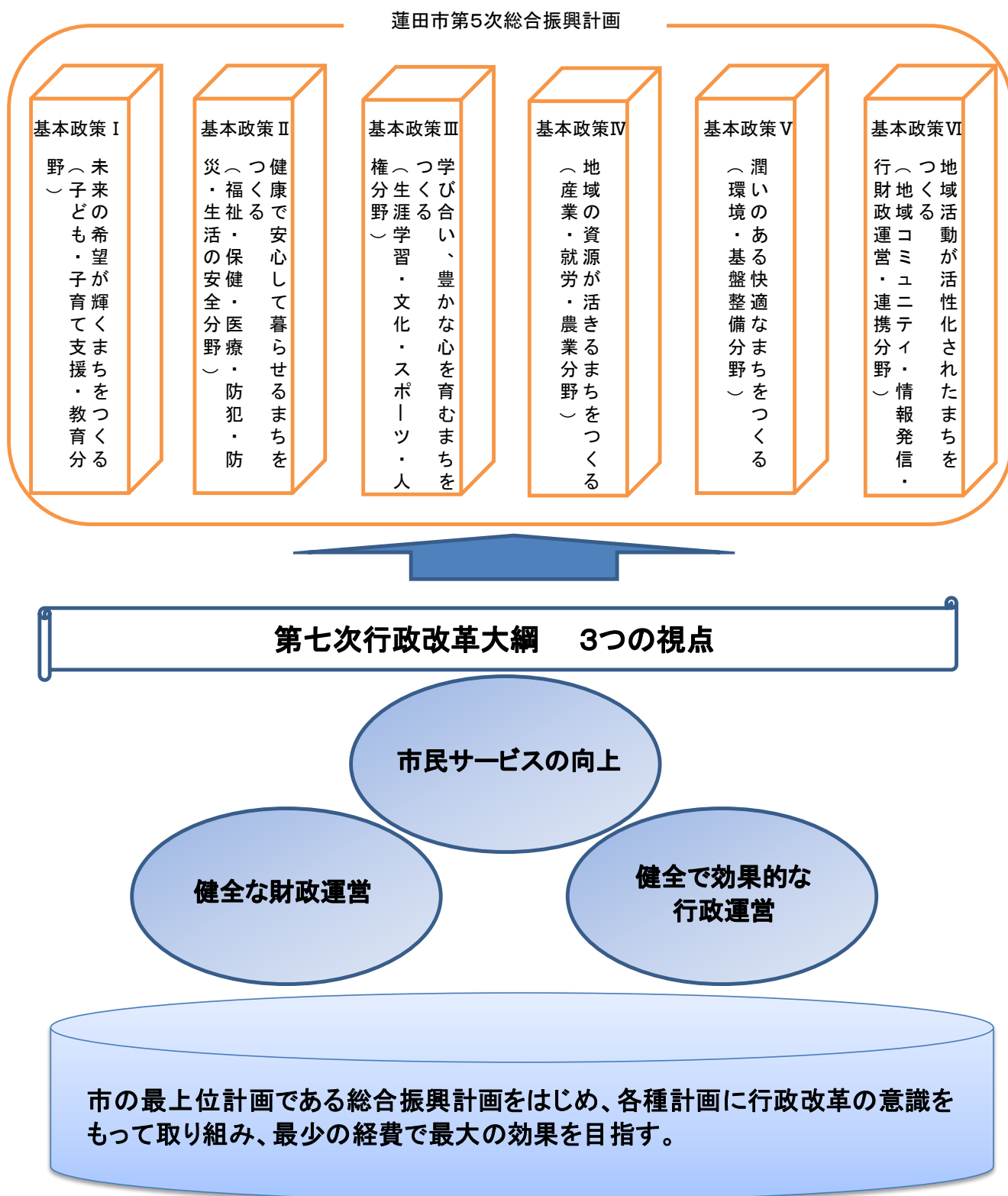
地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化の進行による福祉、教育、労働、社会保障など社会生活のあらゆる面での影響が懸念されております。その影響を最小限にとどめるために、人口減少対策は、我が国において重大かつ喫緊な課題となっており、現在、国、地方自治体が一丸となって持続可能なまちづくりに向けて取り組んでいるところです。

本市では、平成30年度からスタートする第5次総合振興計画を着実に推進することで、将来に向けて持続可能なまちづくりを目指していきます。多様化・複雑化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、高質な市民サービスのさらなる向上を目指して、計画的・効果的な行財政運営を図るため引き続き全庁的に行政改革を推進する必要があることから、第七次行政改革大綱を策定するものです。

また、この大綱に基づき、行政改革の実施項目を定めた「行政改革実施計画」を策定し、その実施状況の進行管理を行います。

今後も市政情報等の積極的な情報発信に努め、市民、地域コミュニティ組織やNPO、民間企業など多様な主体と行政との協働により、市民の視点に立った行財政運営を推進します。

2 第5次総合振興計画と第七次行政改革大綱の関係



3 これまでの取組

開始年度	経緯	主な取組内容
昭和60年度	<ul style="list-style-type: none"> 「蓮田市行政改革推進本部」、「蓮田市行政改革懇談会」の設置 「蓮田市行政改革大綱」の策定（昭和60年11月） 	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体補助の見直し（5%削減） 市内出張旅費の廃止 オンラインシステムの導入（税務・財務会計・住民記録・国民年金） 予算編成システムの電算化 審議会委員の定数を削減（24機関55人） 審議会等を廃止（4機関40人） 押印の見直し
平成9年度	<ul style="list-style-type: none"> 「蓮田市第二次行政改革大綱」の策定（平成8年10月） 「蓮田市第二次行政改革実施要領」の策定（平成9年9月） <p>※平成7年9月「蓮田市行政改革推進委員会」の設置</p>	<p>【実施期間：平成9年度～平成12年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 学校庁務手業務の委託 学童保育所職員の非常勤職員への切り替え・旅費の見直し（近隣市町への出張に対する日当の廃止、宿泊を伴わない出張に対する日当の廃止） 市長・助役・収入役・教育長の期末手当の10%減額 納税組合事務費補助金等の廃止 市議会議員の期末手当の10%減額 職員駐車場の有料化 市民が主役の市役所運動の実施 定員管理計画の策定（平成13年度～平成17年度） ホームページの開設（平成13年3月）
平成13年度	<ul style="list-style-type: none"> 「蓮田市第三次行政改革大綱」の策定（平成13年2月） 「蓮田市第三次行政改革実施計画」の策定（平成13年2月） 	<p>【実施期間：平成13年度～平成17年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> リサイクル利用、一括購入等による消耗品費の削減 保育料の見直し（平成13年度） 市長交際費、公務スケジュールの公表（平成13年5月） ISO14001による管理（平成14年3月認証取得） 郵便局窓口での市税等の取り扱いの開始（平成14年度） 印鑑証明書等の交付手数料の見直し（平成15年4月） 補助金の見直しの実施（平成17年度当初予算に反映） 公共施設の使用料等の見直し（平成17年4月施行） 第1次定員適正化計画の策定（平成18年2月策定）
平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> 「蓮田市第四次行政改革大綱」構造改革プロジェクト2006の策定（平成18年2月） 「蓮田市第四次行政改革実施計画」構造改革戦略実施計画の策定（平成18年2月） 	<p>【実施期間：平成18年度～平成22年度】※実施計画は平成20年2月改定</p> <ul style="list-style-type: none"> 定員適正化計画に沿った職員数の削減（62人削減） 公共施設予約・案内システムの導入（平成19年度導入） 指定管理者制度の導入（平成21年度） 事業別予算編成システムの導入（平成21年度） 都市計画税の導入（平成22年度） 総合行政システムのノンカスタマイズ運用による経費節減（平成22年度） 第2次定員適正化計画の策定（平成22年7月策定）
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> 「蓮田市第五次行政改革大綱」の策定（平成23年2月） 「蓮田市第五次行政改革実施計画」の策定（平成23年2月） 	<p>【実施期間：平成23年度～平成24年度】</p> <p>※次期計画で、第4次総合振興計画改定版（後期計画）に合わせるため、計画期間を調整。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市税等のコンビニエンスストア収納の開始（平成23年度） 組織改正により高齢者支援部門、子育て支援部門、生涯学習部門を一元化（平成23年度） 特別会計事業の早期推進による経費削減（平成24年1月馬込下蓮田土地区画整理事業の完了） ゼロ予算事業の取組（広告付き番号案内表機、雑誌スポンサーを平成24年度導入） 定員適正化計画に基づき職員数の削減（10人削減） 第2次定員適正化計画の改定（平成24年9月改定） プロジェクト制の活用により市制施行40周年記念事業を展開（平成24年度）
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> 「蓮田市第六次行政改革大綱」の策定（平成25年8月） 「蓮田市第六次行政改革実施計画」の策定（平成25年8月） 	<p>【実施期間：平成25年度～平成29年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> 街路灯のLED化の推進（モデル地区にて平成25年度より実施） 業務継続計画の策定（平成27年3月策定） 市税等のペイジー口座振替を開始（平成27年度） 学校給食調理業務の委託化が完了（平成27年度） 新たな収入確保策の推進（ふるさと納税記念品贈呈事業を平成27年7月より開始） 第3次定員適正化計画の策定（平成27年7月策定） パスポート発給事務の実施（平成27年10月1日より申請受付開始） 特別会計事業の早期推進（平成29年1月黒浜土地区画整理事業の完了）

4 市の現状と課題

本市は、近隣市と比較しても高齢化の進行が早い状況にあります。今後、さらに少子高齢化が進行していくと、福祉、教育、労働、社会保障など社会生活のあらゆる面での影響が懸念されます。また、市の財政基盤を支える税収の確保が課題となってきます。

(1) 社会環境

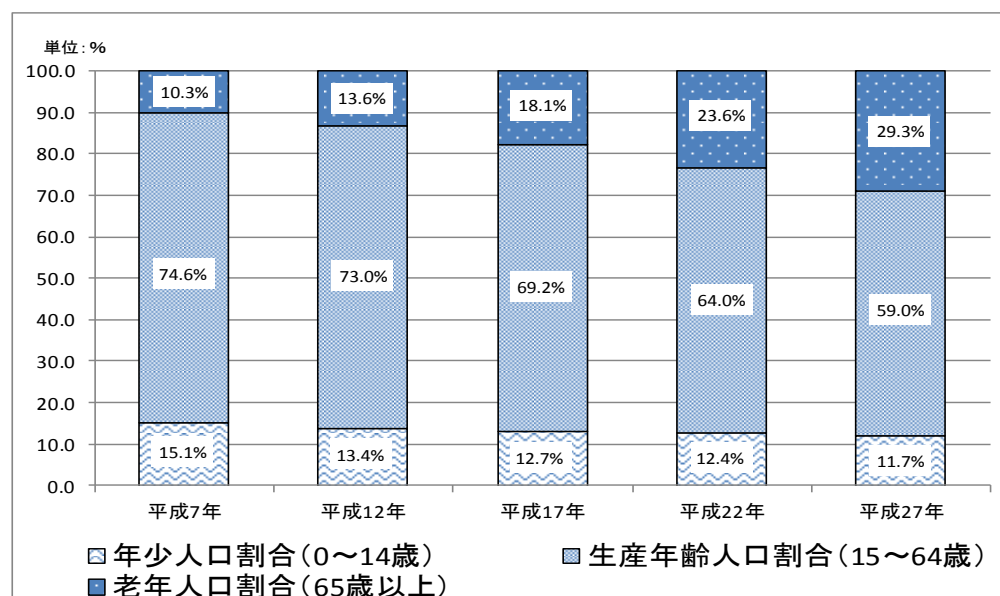
本市の総人口に対する65歳以上の老年人口の割合は、平成27年国勢調査によると、29.3%となっています。これは、国の26.6%、埼玉県の24.8%を大きく上回り、超高齢社会*となっています。また、本市における、15歳から64歳までの生産年齢人口及び、0歳から14歳までの年少人口は年々減少している状況です。

・年齢階級別人口の国・埼玉県・近隣市町の状況

	国	埼玉県	蓮田市	白岡市	久喜市	さいたま市
年少人口割合	12.6%	12.6%	11.7%	12.6%	11.7%	13.2%
生産年齢人口割合	60.7%	62.5%	59.0%	61.9%	61.6%	64.0%
老年人口割合	26.6%	24.8%	29.3%	25.5%	26.7%	22.8%

(平成27年国勢調査)

・蓮田市の年齢階級別人口の推移 (国勢調査)

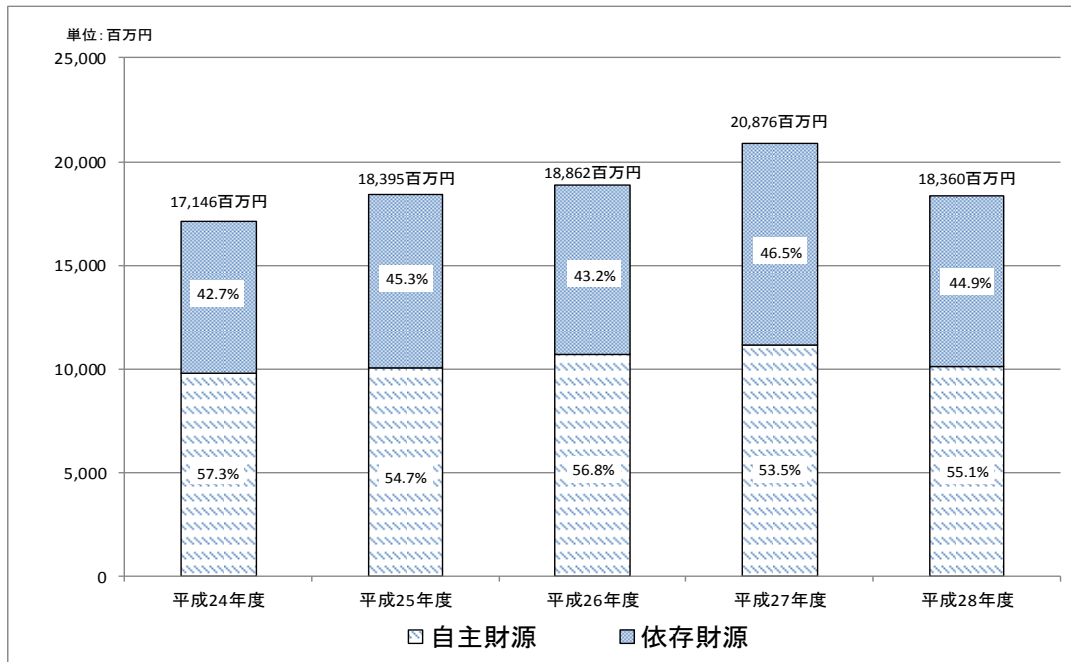


※超高齢社会…人口に対して65歳以上の老年人口が占める割合を高齢化率といい、世界保健機構(WHO)や国連の定義によると、高齢化率が7.0%を超えた社会を「高齢化社会」、14.0%を超えた社会を「高齢社会」、21.0%を超えた社会を「超高齢社会」という。

(2) 財政状況

歳入の状況では、自主財源と依存財源の構成比や自主財源に占める市税の割合は、近年大きな変化は見られません。しかし、歳出の状況では、義務的経費に占める扶助費の割合が年々大きくなっており、今後も増加する傾向にあることから、社会保障費の増加が財政を逼迫させている状況となっています。

・歳入の状況

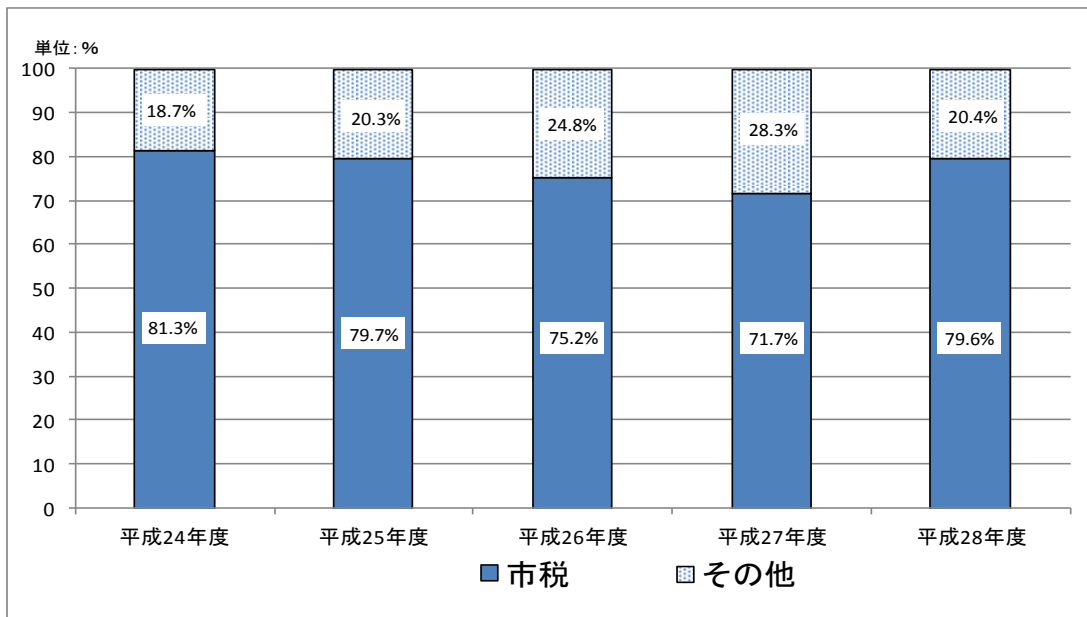


※自主財源……市税、使用料及び手数料、繰入金等を指します。

(一般会計の決算)

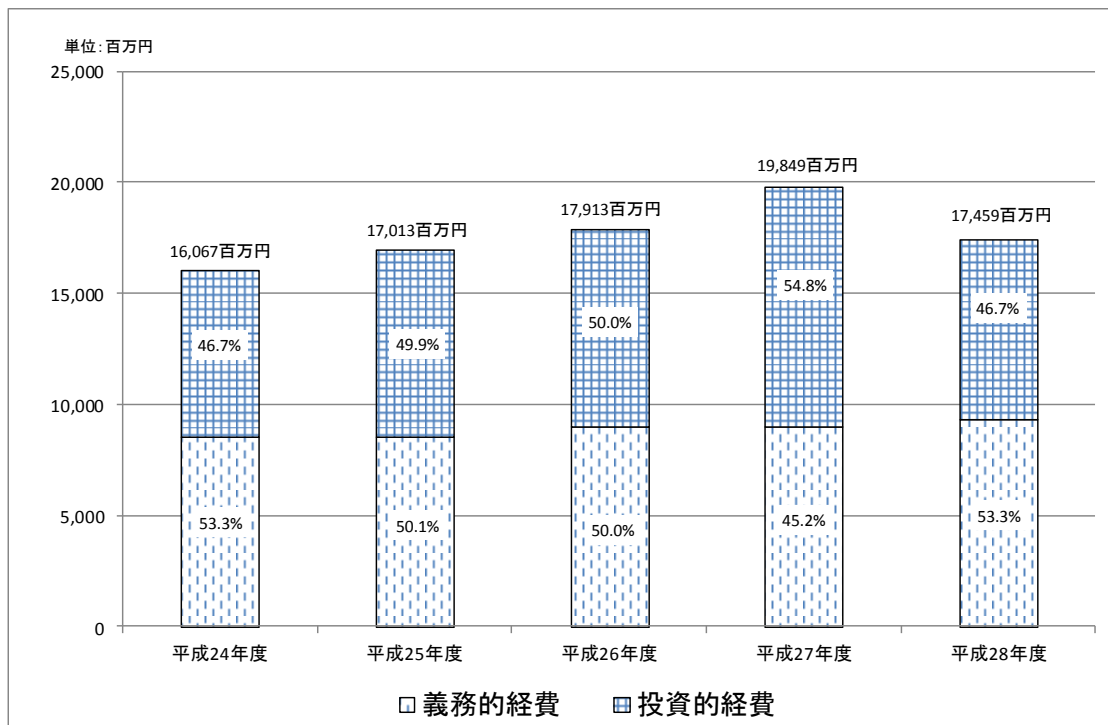
※依存財源……国庫支出金、地方交付税、市債等を指します。

・自主財源の内訳



(一般会計の決算)

・歳出の状況

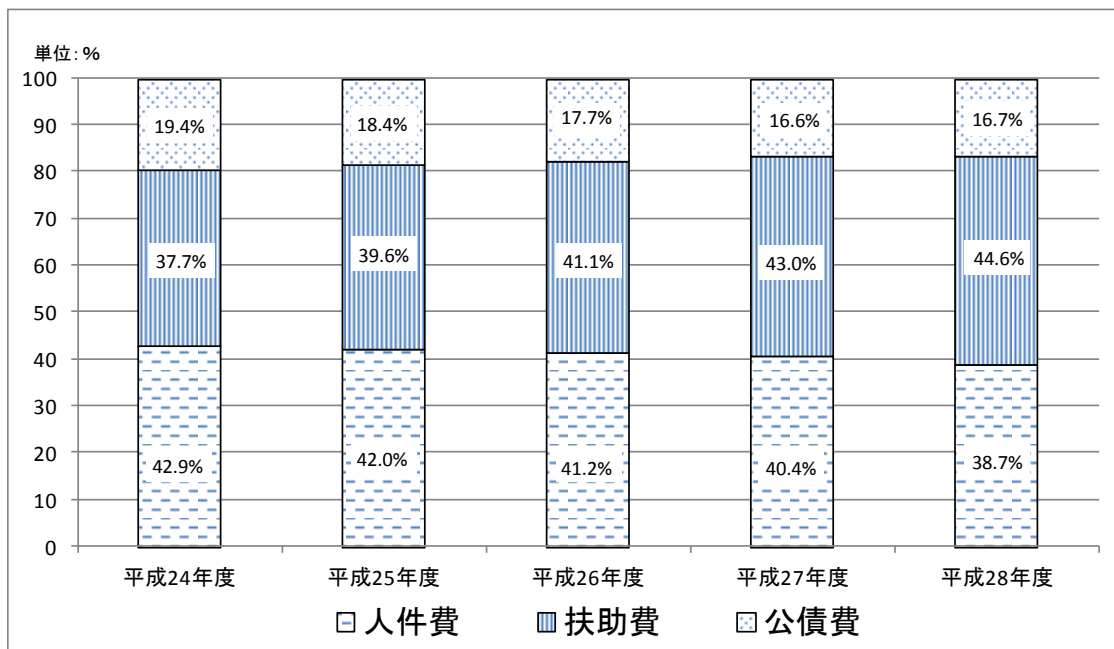


※義務的経費……人件費、扶助費、公債費を指します。

(一般会計の決算)

※投資的経費……物件費、補助費、普通建設事業費等を指します。

・義務的経費の内訳



(一般会計の決算)

5 行政改革の基本的な考え方

(1) 目標

「持続可能な自主自立した基礎的自治体」

益々厳しくなることが予想される社会環境や財政状況の中で、地方分権時代にふさわしい自らの判断と責任が求められています。基礎的自治体である市は、地域の実情や市民ニーズに応じた自主的な行政運営を実施していく必要があります。そのため、第六次行政改革大綱に引き続き「持続可能な自主自立した基礎的自治体」を目標に掲げ、3つの基本方針のもと様々な取組を推進します。

(2) 基本方針

1 市民サービスの向上

すべての行政サービスの提供にあたり、常に市民の立場に立った心配りができるよう、職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、費用対効果を念頭に置き、さらなる行政サービスの向上を目指します。

2 健全な財政運営

行政サービスの質を低下させることなく、経費の縮減を図ることは、行政改革の核となる取組と言えます。限られた財源や人員等を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果が出せるよう創意工夫した取組を、職員が一丸となり推進します。また、税収をはじめとした財源の確保を図り、健全な財政運営を堅持します。

3 健全で効果的な行政運営

社会環境の変化や多様化する市民ニーズに対して柔軟かつ的確に対応していくために、各種事務・事業や行政組織の見直しを行い、効果的な行政運営を目指します。

(3) 計画期間

本大綱は、2018年度から2022年度までの5年間を計画期間とします。

6 行政改革の推進項目

基本方針1 市民サービスの向上

(1) 行政サービスの向上

常に費用対効果を念頭に置きながら、多様化する市民ニーズに的確に対応した質の高い行政サービスの提供に努めます。

(2) 窓口サービスの充実

窓口での手続きの簡略化・迅速化を図るとともに、研修等を通じて職員の窓口接遇の向上を図り、わかりやすい説明を心がけていきます。さらに、庁内各課の連絡・調整を強化し、窓口サービスの充実を図ります。

基本方針2 健全な財政運営

(1) 自主財源の確保

厳しい財政状況の中、安定した財政基盤を維持していくために、市税や新たな収入の確保をはじめ、市有財産の有効活用や債権管理の適正化を図っていきます。

(2) 経費の縮減

民間活力の活用や職員の自助努力の推進などの創意工夫により、行政サービスの質を低下させることなくコストの縮減を図るための取組を推進します。

基本方針3 健全で効果的な行政運営

(1) 事務・事業の見直し

限られた財源を有効的に活用し、行政サービスを維持していくために、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）のマネジメントサイクルによる事務・事業の見直しを行い、選択と集中による効果的な行政運営を目指します。

(2) 電子自治体の推進

情報セキュリティの確保を十分留意しながら、市民ニーズや社会情勢の変化を的確にとらえ、電子自治体の実現に向けた取組を推進します。

(3) 入札・契約制度改革の推進

入札・契約業務の透明性・公平性を確保するために改革を推進し、公共工事の品質の確保を図るとともに、電子入札等の対象拡大等、入札・契約制度の改善に努めます。

(4) 組織力の向上

行政需要を的確にとらえ、柔軟な対応により、市民サービスの向上につながる組織体制の強化を図ります。また、再任用職員や臨時職員などの多様な雇用形態の活用については、国家公務員の定年延長や地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律による会計年度任用職員の規定など、国の動きに注視し、的確に対応していきます。

(5) 民間活力の活用

民間の優れた知識やノウハウを有効・有益に活用し、効果的な行政サービスの提供に努めます。

資 料

1 蓮田市第七次行政改革大綱について（諮問）

政 調 第 4 7 0 号
平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日

蓮田市行政改革推進委員会
委員長 中 野 君 男 様

蓮田市長 中 野 和 信

蓮田市第七次行政改革大綱について（諮問）

このことについて、蓮田市行政改革推進委員会条例第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

2 蓮田市第七次行政改革大綱について（答申）

平成30年3月28日

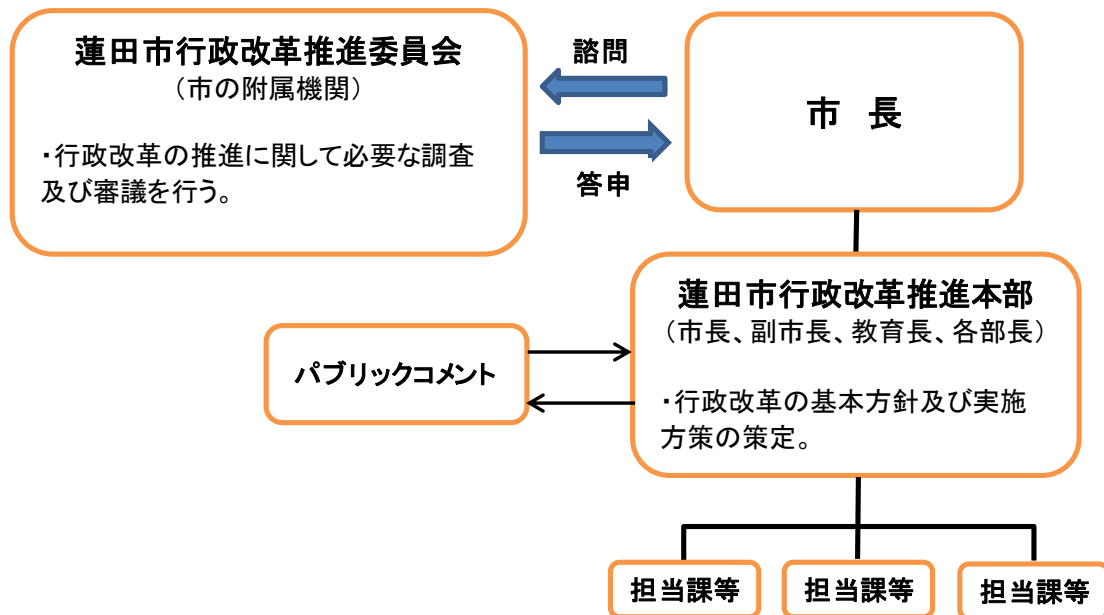
蓮田市長 中野和信様

蓮田市行政改革推進委員会
委員長 中野君男

蓮田市第七次行政改革大綱について（答申）

平成29年11月15日付け政調第470号で諮問のありました標記の件について、当委員会で慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

3 行政改革大綱の策定体制



4 蓮田市行政改革推進委員名簿

(敬称略 順不同)

役職名	氏 名	備 考
委員長	中 野 君 男	
副委員長	宗 像 敬 一	
委員	栗 原 勇	
委員	石 川 誠 司	
委員	石 川 浩	
委員	清 水 淳 彦	平成30年2月14日から
委員	羽 鳥 忠 男	平成30年2月13日まで
委員	小 林 健 男	
委員	嶋 田 清 司	
委員	加 藤 操	
委員	矢 島 陽 子	

5 蓮田市行政改革推進委員会 開催状況

	開催日	議 題
第1回	平成29年8月8日	(1) 蓮田市第六次行政改革実施計画進行管理について (次期計画の策定に向けた検証を含む)
第2回	平成29年11月15日	(1) 蓮田市第七次行政改革大綱について (諮問) (2) 蓮田市第七次行政改革大綱 (素案) について (3) 蓮田市第六次行政改革の検証について (4) 蓮田市第七次行政改革の実施項目 (素案) について (5) 蓮田市第七次行政改革大綱等策定スケジュール (案)
第3回	平成30年1月24日	(1) 蓮田市第七次行政改革大綱 (案) について (2) 蓮田市第七次行政改革の実施項目 (案) について
第4回	平成30年2月14日	(1) 蓮田市第七次行政改革大綱 (案) について (2) 蓮田市第七次行政改革実施計画進行管理について
第5回	平成30年3月28日	(1) 蓮田市第七次行政改革大綱 (案) について (2) 蓮田市第七次行政改革大綱について (答申) (3) 蓮田市第七次行政改革実施計画進行管理について

6 蓮田市第七次行政改革大綱 (案) に対する意見募集

第七次行政改革大綱に市民の意見を反映するため、蓮田市第七次行政改革大綱 (案) に対する意見 (パブリックコメント) を次のとおり求めました。

1. 募集期間	平成30年2月16日 (金) ~平成30年3月9日 (金) 郵送の場合、必着
2. 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 蓮田市に住所を有するかた ・ 蓮田市内に事務所または事業所を有する個人及び法人その他の団体 ・ 蓮田市内の事務所または事業所に勤務するかた ・ 蓮田市内の学校に在学するかた ・ 本案件に利害関係を有するかた
3. 提出方法	持参、郵送、ファックス・電子メール
4. 提出状況	意見提出は、ありませんでした。

蓮田市第七次行政改革大綱

2018（平成30）年3月

発行 蓮田市
埼玉県蓮田市大字黒浜 2799 番地 1
電話 048 - 768 - 3111（代表）
URL <https://www.city.hasuda.saitama.jp/>
編集 蓮田市総合政策部 政策調整課